

拒絶理由通知に対する対応ガイドの一例

名称 : ○○
発明者 : ○○様
出願番号 : 特願○○○○-○○○○○○○
貴社整理番号 : ○○
弊所整理番号 : ○○
審査官 : ○○審査官
弊所担当者 : ○○

上記出願に対する平成○○年○○月○○日付けの拒絶理由通知を受領しました。回答期限は、下記の通りです。

法定回答日 : 平成○○年○○月○○日 弊所回答日 : 平成○○年○○月○○日

1. 拒絶理由の概要は以下のとおりです。

- (1) 現在継続中の請求項は、請求項1～3で、独立請求項は、請求項1です。
- (2) 進歩性なしの拒絶理由
 - (2A) 請求項1は、引用文献1および常套手段(引用文献2～3)により、進歩性なし。
 - (2B) 請求項3は、引用文献1、常套手段(引用文献2～3)、および、技術常識(引用文献4)により、進歩性なし。
- (3) 請求項2は、新規性・進歩性ありとされております。

引用文献1 : JP S56-69987 U1 (実開昭56-069987号のマイクロフィルム)
引用文献2 : JP H01-118923 U1 (実開平01-118923号のマイクロフィルム)
引用文献3 : JP H11-292296 A
引用文献4 : JP 2004-351542 A

2. 拒絶理由の分析

- (1) 請求項1～3について

<拒絶理由>

<p>本願目的： 仕分け台の回転部と固定部との境界部の小さな隙間への雑固体廃棄物の侵入を防止し、もって溶融炉の稼働率を向上させる仕分け台の構造を提供する(段落【0007】)。</p> <p>【請求項1】 (A) 廃棄物(5,161)の仕分け台であって、</p> <p>(B) 前記廃棄物が載置される皿状の回転部(17)と、</p>	<p>引用文献1 : JP S56-69987 U1 効果 : ターンテーブルを用いてあるので、選別物を一度取り損なっても再び取り出すことができ、作業を中断することもでき、さらに作業者は座った状態で作業をすることができ、選別作業を容易にすることができる。(7頁14-19行)。</p> <p>引用文献1の第1～3図をご参照。 (A) 引用文献1の「ごみG」、「選別用ターンテーブル」が、それぞれ、請求項1に係る発明の「廃棄物」、「仕分け台」に相当するものと思料致します。</p> <p>(B) 引用文献1の「テーブル1」が、請求項1に係る発明の「皿状の回転部」に相当するものと思料致します。</p>
--	---

(C) 前記回転部(17)を回転可能に支持する固定部(18)と、

(D) 前記回転部(17)と前記固定部(18)との間の隙間(d)に配置されたシール材(160;160a;160b)であって、前記隙間(d)への異物の侵入を防ぐシール材(160;160a;160b)とを具備する

(E) 廃棄物の仕分け台。

(C') 引用文献1の3頁下から2行～4頁5行、第2図の記載からみて、引用文献1の「外枠10、縁部11」は、請求項1に係る発明の「固定部」に相当するものと思料致します。

なお、引用文献1では、「支持柱8」および「ローラ9」が、テーブル1（回転部）を回転可能に支持しております。他方、引用文献1における「外枠10、縁部11」は、テーブル1（回転部）を支持していると言えるか否かが不明な点で、請求項1に係る発明と相違しております。**(相違点1)**

(弊所コメント)

上記相違点1について、
外枠10と支持柱8とを一体の土台とすることにより、本願請求項1の構成(C)のようにすることは、設計的事項と判断され得るかもしれません。

引用文献1は、構成(D)を備えていない点で、請求項1に係る発明と相違しております。**(相違点2)**

上記相違点2に関し、審査官は、
「引用文献1に記載の発明では、テーブル1（回転部）と固定部（外枠10の上端の縁部11）とが、接しているか、あるいは、隙間を空けて近接配置されていることが明白である。」と述べております。

さらに審査官は、「回転部と固定部とを有する装置において、回転部と固定部とが接していると、回転部の回転により異音が発生して好ましくないことから、両者間に隙間を設けることや、あるいは、両者間に隙間を設けた上で隙間に異物が入り込まないようにゴム等のシール手段を設けることが、例えば、引用文献2（明細書3頁8～11行、8頁16～18行を参照。）、引用文献3（3頁左欄の36～39行を参照。）に記載されているように、一般的に採用されている常套手段である。」と述べております。

(弊所コメント)

現在の請求項1では、隙間の位置、シール材の配置等が何ら特定されておられません。このため、審査官の上記判断もやむを得ないものと思料致します。

(E) 引用文献1の「選別用ターンテーブル」が、請求項1に係る発明の「仕分け台」に相当するものと思料致します。

<p>【請求項2】</p> <p>【請求項3】</p> <p>(E) 前記シール材は、ダストシールである請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。</p>	<p>以上のとおり、現在の請求項1で反論を試みることは、やや困難であると思料致します。</p> <p>請求項2については、新規性・進歩性有りとされており、分析は省略いたします。</p> <p>構成(E)に関し、審査官は、「引用文献1に記載の発明は、ゴミGを選別するものであり、ゴミの選別にあって、塵埃が発生することは技術常識である。そして、上記「請求項1」に対する検討のように、・・・回転部(テーブル1)と固定部(外枠10の上端の縁部)との隙間にシール手段を設けるようにすれば、塵埃が隙間に侵入するのを防げるのが自明であり、塵埃が侵入するのを防ぐシール部材が、ダストシールと呼ばれることも、例えば、引用文献4の段落【0039】に記載されているように技術常識である。」旨述べております。</p> <p>(弊所コメント)</p> <p>審査官の判断は、論理的であり、反論することが困難であると思料致します。</p>
---	---

3. 弊所による対応策のご提案

(1) 第1案

拒絶理由の通知されていない請求項2に限定するのが第1案でございます。

(2) 第2案

本願実施例では、回転部の外周面と固定部の内周面との間の隙間にシール材が配置されております。

これに対し、引用文献1(第1図)では、外枠10とテーブル1の下面との間、あるいは、縁部11とテーブル1の上面との間に隙間が設けられていると思料致します。すなわち、引用文献1における隙間の配置は、本願実施例とは異なっております。

また、引用文献2(第4図)のゴム11(「シール材」に相当)は、固定側板5と、第2回転テーブル4bの上面との隙間をシールする部材であり、引用文献3(3頁左欄36-39行、図1)の「シールゴム27」は、円筒部15とターンテーブル3の上面との隙間をシールする部材であると思料致します。よって、引用文献2、3におけるシール材の配置は、本願実施例とは異なっております。

よって、請求項1について、「回転部の外周面と固定部の内周面との間の隙間にシール材が配置されて」いることを限定するのが第2案でございます。

(3) 第3案

第2案に類似する案でございますが、第2案より、作用的に「回転部の外周面と固定部の内周面との間の隙間にシール材が配置されて」いること表現するのが第3案でございます。

(4) 第4案

なお、第2案または第3案を採用する場合には、拒絶理由なしとされた請求項2については、独立請求項の形式にして記載することを提案いたします。(第4案)

次頁以降に、

- ・現在継続中のクレーム

- ・第2案および第4案に基づく補正案のクレーム
 - ・第3案および第4案に基づく補正案のクレーム
- を添付いたします。

第1案、第2案、第3案、第4案の採用の是非、又は、代替案についてご検討の上、対応策のご指示をよろしくお願いいたします。

(現在継続中のクレーム)

【請求項1】

廃棄物の仕分け台であって、
前記廃棄物が載置される皿状の回転部と、
前記回転部を回転可能に支持する固定部と、
前記回転部と前記固定部との間の隙間に配置されたシール材であって、前記隙間への異物の侵入を防ぐシール材と
を具備する
廃棄物の仕分け台。

【請求項2】

前記シール材は、前記固定部または前記回転部に取り付けられたブラシであり、前記ブラシの先端は、上方を向いている
請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。

【請求項3】

前記シール材は、ダストシールである
請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。

(第2案および第4案に基づく補正案のクレーム)

【請求項1】(補正の根拠は、段落【0021】、図4、図5等)

廃棄物の仕分け台であって、
前記廃棄物が載置される皿状の回転部と、
前記回転部を回転可能に支持する固定部と、
前記回転部の外周面と前記固定部の内周面との間の隙間に配置されたシール材であって、前記回転部の前記外周面と前記固定部の前記内周面との間の前記隙間への異物の侵入を防ぐシール材と
を具備する
廃棄物の仕分け台。

【請求項2】(旧請求項2を、独立請求項の形式に書き換えたもの)

廃棄物の仕分け台であって、
前記廃棄物が載置される皿状の回転部と、
前記回転部を回転可能に支持する固定部と、
前記回転部と前記固定部との間の隙間に配置されたシール材であって、前記隙間への異物の侵入を防ぐシール材と
を具備し、

前記シール材は、前記固定部または前記回転部に取り付けられたブラシであり、前記ブラシの先端は、上方を向いている

請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。

【請求項3】

前記シール材は、ダストシールである

請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。

(第3案および第4案に基づく補正案のクレーム)

【請求項1】(補正の根拠は、段落【0018】、図4等)

廃棄物の仕分け台であって、
前記廃棄物が載置される皿状の回転部と、
前記回転部を回転可能に支持する固定部と、
前記回転部と前記固定部との間の隙間に配置されたシール材であって、前記隙間への異物の侵入を防ぐシール材と
を具備し、
前記シール材は、異物が前記シール材上を通過して前記固定部側に移動することにより、前記隙間への前記異物の侵入を防ぐ
する

廃棄物の仕分け台。

【請求項2】(旧請求項2を、独立請求項の形式に書き換えたもの)

廃棄物の仕分け台であって、
前記廃棄物が載置される皿状の回転部と、
前記回転部を回転可能に支持する固定部と、
前記回転部と前記固定部との間の隙間に配置されたシール材であって、前記隙間への異物の侵入を防ぐシール材と
を具備し、
前記シール材は、前記固定部または前記回転部に取り付けられたブラシであり、前記ブラシの先端は、上方を向いている

請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。

【請求項3】

前記シール材は、ダストシールである

請求項1に記載の廃棄物の仕分け台。